

法律問題

— 労働時間と残業代 —

労働基準法においては、労働者の労働時間の上限として法定労働時間（原則として1日8時間、1週40時間を超えてはならない）が定められています。

法で定められた労働時間の上限を超えた時間外労働が認められるには、雇い主（使用者）が行う労働基準監督署（労基署）長への届出などの手続きに加えて、労働者に対する「残業代」や「時間外手当」といった割増賃金の支払いがなされなければなりません。

しかし、近年、使用者から正規の賃金の支払いがない時間外労働（いわゆる「サービス残業」）が急増しています。残業代等の不払いは労働基準法違反であり（第24条）、犯罪行為として刑罰（30万円以下の罰金）が課されるという「極めて強い禁止行為」です。

残業代などの支払いが行われない場合には、労基署に違反を申告することで、労基署の調査・勧告等を経て、支払いがなされる場合があります。また、労基署の利用でも解決しない場合には、裁判所における訴訟や労働審判などといった手段もあります。

「もしかすると未払いの残業代があるかもしれない」という人は、残業代請求を検討してください。



法テラス高森法律事務所

阿蘇世界文化遺産リレーコラム ～守っていききたいわがまちの景観と人々～

コラム第16回

「大峯火山と高遊原台地」

担当：西原村

俵山の西に広がる高遊原台地は、約9万年前、阿蘇火山の一員である大峯火山の噴火により形成されました。現在の阿蘇カルデラはこの後の大噴火で形成されたものと考えられています。高遊原台地の廣大で平坦な形状は、粘性の低い溶岩（高遊原溶岩）がゆっくりと大量に流出したことで形成されました。

これまでの研究によると、高遊原台地は何度も繰り返された断層運動により、大峯火山と100m近くずれ（落差）が発生して現在の地形になったと考えられています。

高遊原台地では、溶岩台地の水はけの良さを利用したサツマイモの生産が盛んであり、また、平坦な地形を利用して阿蘇くまもと空港が整備されるなど、火山活動や断層運動といった自然活動によって形成された地形や特性を、巧みに利用してきた人々の生活をうかがい知ることができます。

◆次回のコラムは、阿蘇市が担当します。



手前の山が大峯山。その向こうに広がる高遊原台地。

「世界遺産ごぼれ話」Vol.7 — 阿蘇の文化的景観 —

世界文化遺産登録を目指す「阿蘇」。その価値の中心は、火山と人々が作り上げた「阿蘇の文化的景観」であり、これを保全していくことが登録に必要な条件となります。

そのため、現在阿蘇郡市7市町村では、地域の皆さんと一緒に「阿蘇の文化的景観」を守り育てていくために、「景観計画・景観条例」の制定に向けた準備を行っています。

また、「地域から見た阿蘇の環境・景観」について各地で地域別検討会を実施しています。

このリレーコラムでも、引き続き「阿蘇の文化的景観」として守っていききたい景観を紹介していきます。